

官報

号外

昭和四十年三月三十一日

第四十八回 衆議院會議録 第二十五号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十年三月三十一日

午後二時開議

第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 日本自動車ターミナル株式会社法案(内閣提出)

第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 日本自動車ターミナル株式会社法案(内閣提出)

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 中小企業近代化資金助成法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第五 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

山村振興法案(農林水産委員長提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議
○副議長(田中伊三次君) これより會議を開きます。

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) おはかりいたします。

内閣から、科学技術會議議員に兼重寛九郎君、茅誠司君、篠原登君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(田中伊三次君) 日程第一、裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

裁判所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二を削り、第六十条の三を第六十条

の二とし、第六十条の四を第六十条の三とする。

第六十五条中、「裁判所書記官補」を削る。

附則に次の四項を加える。

昭和四十一年八月三十一日までの間、最高裁判所に最高裁判所庁舎新営審議會(以下「審議會」という。)を置く。

審議會は、最高裁判所の諮問に応じて、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議する。

審議會の委員は、国会議員、関係機関の職員及び学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

前三項に定めるもののほか、審議會に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、裁判所法附則の改正規定は、同年九月一日から施行する。

(檢察審査会法の一部改正)

2 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第六号中、「裁判所書記官補」を削る。

(裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)

3 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

(司法書士法の一部改正)

4 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「裁判所書記官補」を削る。

六二九

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 裁判所法の一部を改正する法律案 日本自動車ターミナル株式会社法案 六二〇

附則第三項中「裁判所書記の在職年数は、裁判所書記官補の」を「裁判所書記官補又は裁判所書記の在職年数は、裁判所事務官の」に改める。
(裁判所職員定員法の一部改正)

5 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。法務委員長加藤精三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔加藤精三君登壇〕

○加藤精三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所書記官補制度の運用の実情にかんがみ、また、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議する機関を設けるため、第一に、裁判所書記官補を廃止し、第二に、最高裁判所に最高裁判所庁舎新営審議会を置くこととするものであります。

当委員会におきましては、本案が三月二十四日参議院より送付されて以来、慎重審議を重ねましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、三月三十日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって政府原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 日本自動車ターミナル株式会社法案
案内閣提出

○副議長(田中伊三次君) 日程第二、日本自動車ターミナル株式会社法案を議題といたします。

日本自動車ターミナル株式会社法案

右 国会に提出する。

昭和四十年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本自動車ターミナル株式会社法

(会社の目的)

第一条 日本自動車ターミナル株式会社は、トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 日本自動車ターミナル株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(政府及び地方公共団体の出資)

第三条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、会社に対して出資することができる。

2 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

(名称の使用制限)

第四条 会社でない者は、日本自動車ターミナル株式会社という名称を用いてはならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(事業の範囲)

第六条 会社は、その目的を達成するため、トラックターミナル事業(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいう。)及びこれに附帯する事業を営むものとする。

(事業計画等)

第七条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、運輸大臣の許可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)

第九条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十条 会社は、前法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

(定款の変更等)

第十一条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の合併の決議(会社と自動車ターミナル法の規定による自動車ターミナル事業者でない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。)又は解散の決議についての運輸大臣の認可は、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による認可とみなす。

(財産目録等の提出)

第十二条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十三条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十四条 運輸大臣は、第二条第二項、第七条から第九条まで又は第十一条第一項(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可

可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

(報告及び検査)

第十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、

合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第七条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第九条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五 第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十條 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

第二条 運輸大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

第三条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 政府は、会社の設立に際し、五千万円に

相当する株式を額面価額で引き受けるものとす

第五条 昭和三十九年十二月十八日東京都新宿区四谷三丁目二番地に設立された東京トラックターミナル株式会社(以下「旧会社」という。)は、この法律の施行後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に対してその營業の全部を出資することができる。

2 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、前項の場合について準用する。

第六条 旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の數に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条 前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることが出来る。

第八条 附則第五条第二項について準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取りの請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の所有する会社の株式は、会社に移転する。

第九条 附則第五条第一項の規定により旧会社が出資する營業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

2 前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、運輸

省令で定める。

第十条 旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第七十七条第三項の規定は、適用しない。

第十一条 前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

2 商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権について準用する。

第十二条 会社の株式申込証には、商法第七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十三条 附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の總數を引き受けた場合において、会社の設立は、募集設立に關する商法の規定によるものとする。

第十四条 商法第六十七條、第六十八條及び第六十九條の規定は、会社の設立について適用しない。

第十五条 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資及び附則第五条第一項の規定による出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に關し

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 日本自動車ターミナル株式会社法案 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

〔報告書は本号末尾に掲載〕

必要な事項は、政令で定める。
第十七条 附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
〔名称についての経過規定〕

第十八条 この法律の施行の際現に日本自動車ターミナル株式会社という名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

〔事業計画等についての経過規定〕
第十九条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第七条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
〔地方税法の一部改正〕

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
（日本自動車ターミナル株式会社に対する固定資産税の課税標準の特例）

54 日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第 号）による日本自動車ターミナル株式会社が昭和四十六年一月一日までに取得した直接その本来の事業の用に供する構築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該構築物

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十一条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十四条中「及び北海道地下資源開発株式会社」を、「北海道地下資源開発株式会社及び日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

〔運輸省設置法の一部改正〕
第二十二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 日本自動車ターミナル株式会社に關すること。

理 由

トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、日本自動車ターミナル株式会社を設立し、これに大都市及びその周辺の地域においてトラックターミナル事業を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（田中伊三次君） 委員長の報告を求めます。運輸委員長長谷川峻君。

〔長谷川峻君登壇〕

○長谷川峻君 ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、大都市及びその周辺の地域にトラックターミナルを整備し、トラック輸送の合理化をはかり、あわせて道路交通の円滑化に資するため、日本自動車ターミナル株式会社を設立しようとするものであります。

法律案のおもなる点について申し上げますと、まず第一に、本会社は大都市及びその周辺の地域においてトラックターミナル事業及びこれに付帯する事業を行なうことを規定しております。

第二に、政府及び地方公共団体は、会社に対して出資できることとし、当初の資本金としては政府出資五千万円、東京都五千万円のほか、民間出資二億五千万円を予定しております。

第三に、会社に対しては運輸大臣が監督し、毎営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算等について運輸大臣の認可を受けなければならないこととしております。

このほか、会社設立手続、運輸大臣の大蔵大臣に対する協議事項、会社役員等に対する罰則及び諸税の減免等について規定いたしております。

本案は、去る二月十九日政府より提案理由の説明を聴取し、自来、熱心に質疑を行ない、三月三

十日、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、当初計画以外の必要地域にもすみやかにトラックターミナルの建設をはかり、その運営にあたっては公共性を堅持し、また、東京トラックターミナル株式会社の吸収に際しては公正な評価を行なうよう要望する附帯決議が付されました。（拍手）

○副議長（田中伊三次君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（田中伊三次君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（田中伊三次君） 日程第三、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部
を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十
九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正す
る。

第四条中「百分の二十八・九」を「百分の二十
九・五」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第
四条の規定は、昭和四十年度分の予算から適用す
る。

理 由

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計
に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の
収入見込額を基礎とするものの算定の基準となる
割合を、昭和四十年年度以後、百分の二十九・五に
引き上げることとする必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

○副議長（田中伊三次君） 委員長の報告を求め
ます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました交付税
及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法
律案につきまして、大蔵委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、別途今国会に提案されました地方
交付税法の一部を改正する法律案の成立に伴いま
して、毎年度地方交付税相当分として一般会計か
らこの会計に繰り入れる金額を、所得税、法人税
及び酒税の収入見込み額の百分の二十八・九から
百分の二十九・五に引き上げることとしたそうと
するものであります。

本案につきましては、審査の結果、昨三十日、
質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、
日本社会党を代表して武藤山治委員より、地方自
治団体が非常に窮乏を呈していること、ベース
アップの財源措置としての三十九年度の貸し付け
金について何ら改善対策が講じられていないこと、
地方債の増加が一般行政水準を圧迫しているこ
と、及び公共料金、国民健康保険税等が引き上げ
られる情勢にあることを理由として、交付税率を
百分の三十二に引き上げるべきであり、政府原案
の引き上げ率〇・六は過少であるとして、本案
に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数
をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（田中伊三次君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（田中伊三次君） 起立多数。よって、本
案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 中小企業近代化資金助成法の一部
を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（田中伊三次君） 日程第四、中小企業近
代化資金助成法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する
法律案

右

国会に提出する。

昭和四十年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小企業近代化資金助成法の一部を改正す
る法律

中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律

第百十五号）の一部を次のように改正する。
第三条第四号中「中小企業者」の下に「又は企業
組合」を加える。

第五条中「五年」を「中小企業高度化資金にあつ
ては七年を、中小企業設備近代化資金にあつては
五年」に改め、同条ただし書中「七年」を「九年」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

中小企業の近代化を促進するため、中小企業高
度化資金及び中小企業設備近代化資金の償還期間
を延長する等の必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

○副議長（田中伊三次君） 委員長の報告を求めま
す。商工委員長内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました中小企
業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につ
きまして、商工委員会における審査の経過と結果
を御報告申し上げます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 開拓融資保証法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

山村振興法案(農林水産委員長提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第五とともに、農林水産委員長提出、山村振興法案は、委員会の審査を省略して両案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中伊三次君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第五、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、山村振興法案、右両案を一括して議題とい

たします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「会員」を「会員等」に改める。

第二条第一項中「開拓者を主たる構成員とする農業協同組合(北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合)であつて政令で定めるところにより都道府県知事が指定したものを「開拓者」を構成員の全部又は一部とする農業協同組合」に、「主たる構成員とするものをいう」を「主たる構成員とするものをいい、「開拓農事組合法人」とは、開拓者を主たる構成員とする農事組合法人であつて農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第七十二条の八第一項第一号の事業を行なうものをいう」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「農林中央金庫及び」を「農林中央金庫、農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、中央保証協会に対し、追加して出資をすることができ。

第十条第一号中「会員」を「会員(ハに掲げる資金については、会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員)が」に改め、同号イからハまでを次のように改め、同号ニを削る。

イ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人がその組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ロ 会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ハ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員である開拓者がその農業経営のために必要とする資金

第十七條第一項中「都道府県開拓農業協同組合連合会」の下に「又は金融機関」を加え、同条第二項中「又は全国開拓農業協同組合連合会」を「、全国開拓農業協同組合連合会又は金融機関である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」に改め、〔昭和二十二年法律第三十二号〕を削り、同条に次の一項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわら

ず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第十八条第一項中「左に掲げる者」の下に「及び地方保証協会の区域の一部をその区域とする市町村」を加え、同項に次の一号を加える。

三 開拓農事組合法人

第十八条に次の一項を加える。

3 市町村は、地方保証協会の会員になろうとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

第二十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 地方保証協会が、当該会員の債務を保証している場合又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

二 当該会員が開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人である場合において、地方保証協会が、当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組員である開拓者の借り入れた第十條第一号ハに掲げる資金に係る債務を当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組員として保証しているとき、又はその組員としてした保証に係る債務を当該組員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有するとき。

第二十六条第二項中「前条第一項第五号及び」を「前条第一項第二号及び第五号並びに」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項中「会員が」を「中央保証協会の会員が」に、「保証協会」を「中央保証協会」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方保証協会の会員が脱退した場合において、当該会員が第二十五条第一項第一号又は第二号に該当するときは、地方保証協会は、当該各号の保証をしている債務につきその債務者に代わつて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該各号の求償権に係る債務が完済されるまでは、その脱退した者に對し前項の払いもどしを停止することができる。

第二十八条第三項中「同条第一項第五号及び」を「同条第一項第二号及び第五号並びに」に改め、「前条」の下に「(地方保証協会の会員の出資口数の減少については同条第三項、中央保証協会の会員の出資口数の減少については同条第二項を除く。)」を加える。

第二十九条第一項中「第十八条に掲げる者」を「第十八条第一項に規定する者(市町村を除く。)」又は同条第二項に規定する者に改める。

第三十九条第一項第一号中「役員」の下に「(会員である市町村の長又はその補助機関である職員を含む。)」を加える。

附則

この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

から施行する。

理由

開拓者の必要とする経営資金等の融通を円滑にするため、都道府県開拓融資保証協会がその会員である開拓農業協同組合の組員である開拓者等の金融機関に対する債務の保証を行なうことができることとするともに、中央開拓融資保証協会に対する政府の追加出資についての規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

山村振興法案

右の議案を提出する。

昭和四十年三月三十一日

提出者

農林水産委員長 濱地 文平

山村振興法

(目的)

第一条 この法律は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて

地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山村地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その

他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害等の災害を防止すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

(国の施策)

第四条 国は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、第三条の目標を達成するため、国の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

(調査)

第六条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的方針の勧告のため必要な調査を行なわなければならない。

2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行なうものとする。

(振興山村の指定)

第七条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興計画)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定であつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山

村振興対策審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

(山村振興方針の勧告)

第九条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第十条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(山村振興対策審議会)

第十一条 総理府に、附属機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大

臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ

る。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

離島振興対策審議会

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

山村振興対策審議会

山村振興法（昭和四十年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

に改める。

4 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

ツ 山村振興法(昭和四十年法律第 号)

第九条に次の一号を加える。

十五 山村の振興に関する事。

理由

山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する事業の円滑な実施に必要措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十年において約三千万円の見込みである。

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員会理事本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔本名武君登壇〕

○本名武君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本案は、開拓資農の現状にかんがみ、開拓融資保証制度の拡充合理化をはかるものとしてあります。

そのおもな内容は、開拓者が総合農協から融資を受ける場合においても保証することとし、これに伴い、開拓者を構成員を含む総合農協等に対し地方保証協会の会員資格を与え、かつ、総合農協等を法律上の金融機関とすることにしたこと、並びに政府の中央保証協会に対する出資に関する規定を整備すること等を骨子としてあります。

本案は、二月十日提出され、農林水産委員会におきましては、二月十六日提案理由の説明を聴取し、その後数回にわたり審査を行ない、三月三十日質疑を終了し、同日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、自民、社会及び民社の三党共同提案により、保証制度の改善及び振興対策の円滑なる実施をはかること等、三項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。

次に、山村振興法案の提案理由とおもな内容を御説明申し上げます。

最近、国民経済の急速な伸展に伴い、山村における立ちおくれはますます顕著となつてきており

ます。すなわち、山村においては、その産業基盤及び生活環境が劣悪であるため、人口の流出と地域社会の機能の低下の悪循環を続けているのであります。かかる事態を放置すれば、地域間の格差はますます拡大し、国民経済の均衡ある発展をはかる上でもゆゆしい問題とならねないのであります。

このような現状に対処し、従来の施策の欠陥を補い、山村の振興を強力に推進することを目的としてこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

本案は、おおむね二つの部分から成り立っております。

前段の部分は、山村振興の目標を明らかにするとともに、これに対する国及び地方公共団体の講ずべき施策について規定したものであります。

山村振興の目標は、国土総合開発計画その他の地域振興計画との調和を保つべきこととし、具体的には、交通、通信連絡の発達、未利用資源の開発、産業の振興と安定的な雇用の増大、災害の防除、住民の生活文化水準の向上を掲げております。

この目標を達成するために、国は、山村の振興のために必要な事業について、補助事業等の条件の緩和及び補助率等の引き上げ、地方財源の確保、国有林野における共用林並びに部分林の設定等積極的活用、その他適切な施策の確立及び拡充につとめるとともに、必要な財政上の配慮をしなければ

ばならないものとし、地方公共団体につきましても、国の施策に準じ、山村の振興のため必要な事業が円滑に実施されるようにつとめなければならないものとしております。

なお、山村の範囲につきましては、政令で具体的な要件を定めることとしております。

次に、後段の部分は、個別の山村についての山村振興計画の策定及びこれに基づく事業の実施に関する政府の措置について定めたものであります。そのため、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請により、山村のうちから振興山村を指定し、その振興山村について都道府県知事が山村振興計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることとしております。内閣総理大臣の承認を受けた山村振興計画に基づく事業については、国において、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して助成その他必要な援助措置を講ずることになっております。

以上のほか、この法律の重要事項を調査、審議するため、総理府に山村振興対策審議会を設けることとしております。

この法律は、公布の日から施行し、有効期限は昭和五十年三月三十一日までであります。

以上が、この法律案の提案理由及びおもな内容であります。

委員会におきましては、三月三十一日、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を求めたところ、本案の趣旨を尊重し、山村の経済力の培養と住民の福祉の向上に

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一案 地方交付税法の一部を改正する法律案

六二八

つとめる旨の意見が述べられ、次いで、採決の結果、多数をもって本案を委員会の成案とすることに決した次第であります。
何とぞすみやかに御可決くださいますようお願いいたします。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これより採決に入ります。
まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、山村振興法案につき採決いたします。

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中伊三次君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年二月十一日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「百分の二十八・九」を「百分の二十九・五」に改める。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数」を「労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者のうち緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第二條第一項に規定する失業対策事業に就労した者の数」に改める。

第十四条第三項の表基準税額等の算定の基礎の欄中
(1) 宅地、田、畑、山林、原野、牧場及び塩田に係るもの
(2) 当該市町村における土地の種類ごとの一坪
の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十三号)の規定による土地台帳に登録されていた「」に改める。

別表を次のように改める。
十五年法律第二百二十七号)による改正前を「当該市町村における土地の地目ごとの一坪」に改める。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	1 土木費	警察職員数	一人につき 八四五、〇〇〇円
		2 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 三五九〇
		3 橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき 一九七〇〇
		4 河川費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 四七一〇〇
		5 港湾費	木橋の延長	一メートルにつき 二、二〇〇〇〇
	二 教育費	1 小学校費	河川の延長	一メートルにつき 四四八〇
		2 中学校費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 二、三四〇〇〇
		3 高等学校費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇〇
		4 その他の教育費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 三、一〇〇〇〇
		5 土木費	港湾(漁港を含む)の延長	一平方キロメートルにつき 一、四六二、〇〇〇
道府県	三 厚生労働費	1 生活保護費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		2 社会福祉費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三五六〇〇
		3 衛生費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		4 労働費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		5 産業経済費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
	四 農業行政費	1 農業行政費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		2 農業行政費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		3 農業行政費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		4 農業行政費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇
		5 農業行政費	人口	一人につき 三九〇、七〇〇〇

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案

3	2	1	5	4	3	2	1	7	8
高等学校費	中学校費	小学校費	その他の土木費	都市計画費	港湾費	橋りょう費	道路費	土木費	消防費
生徒数	学校数	学校数	人口	土地区画整理事業の施行地区の面積	港湾（漁港を含む）の延長	橋りょうの面積	道路の面積	人口	人口
一人につき	一校につき	一校につき	一人につき	一坪につき	メートルにつき	メートルにつき	平方メートルにつき	一人につき	一人につき
五、六八〇〇〇〇	六四七、三〇〇〇〇	六三二、〇〇〇〇〇	一一五〇〇	二一七〇〇	四、四〇〇〇〇	二、二五〇〇〇	一五八〇〇	五三九〇〇	五三九〇〇
五、六八〇〇〇〇	六四七、三〇〇〇〇	六三二、〇〇〇〇〇	一一五〇〇	二一七〇〇	四、四〇〇〇〇	二、二五〇〇〇	一五八〇〇	五三九〇〇	五三九〇〇

4	3	2	1	5	4	3	2	1	7
その他の教育費	厚生労働費	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	清掃費	労働費	産業経済費	農業行政費	商工行政費
人口	市部人口	人口	人口	人口	人口	失業者数	農家数	農工業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三一〇〇〇	三二八〇〇	九九〇〇〇	一一六〇〇	四〇四〇〇	八、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	三、九四〇〇〇	二、九八〇〇〇	二、一〇〇〇〇
三一〇〇〇	三二八〇〇	九九〇〇〇	一一六〇〇	四〇四〇〇	八、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	三、九四〇〇〇	二、九八〇〇〇	二、一〇〇〇〇

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

理 由

地方財政の現況にかんがみ地方交付税の率を引

き上げるとともに、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定基礎等の一部を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

六三〇

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中馬辰猪君登壇〕

○中馬辰猪君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の繰り入れ率を〇・六%引き上げて二九・五%にするともに、地方交付税の総額の増加に伴い、単位費用を改定し、測定単位の数値の算定基礎等の一部を改めようとするものであります。

本案は、二月二十六日付託され、三月二日自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を行なったのであります。

本三十一日、本案に対する質疑を終了しましたところ、本案に対し、日本社会党から、地方交付税の繰り入れ率を三三%に引き上げる旨の修正案が提出されました。よって、政府原案及び日本社会党修正案を一括議題に供し、討論を行ないましたところ、大石委員は自由民主党を代表して、政府原案に賛成、日本社会党提出の修正案に反対、細谷委員は日本社会党を代表し、また、門司委員は民主社会党を代表して、政府原案に反対、日本社

会党提出の修正案に賛成の意見を述べられました。

採決の結果、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決、政府原案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(田中伊三次君) この際、暫時休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席閣務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君
運輸大臣 松浦周太郎君
自治大臣 吉武 恵市君
閣務大臣 高橋 衛君

出席政府委員

科学技術政務次官 細織 彌三君
官 法務政務次官 大坪 保雄君
大蔵政務次官 鏡治 良作君
農林政務次官 館林三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、昨三十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

〔報告書受領〕

一、昨三十日、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長小山長規君から、首都圏整備法第十五条

の規定に基づく首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

〔要求書受領〕

一、今三十一日、内閣から、科学技術会議議員に兼重寛九郎君、茅誠司君及び篠原登君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

〔常任委員辞任〕

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

野呂 恭一君

馬場 元治君

地方行政委員

武市 恭信君

賀屋 興宣君

法務委員

賀屋 興宣君

羽田武嗣郎君

馬場 元治君

西村 榮一君

大石 八治君

武市 恭信君

文教委員

野呂 恭一君

内海 清君

社会労働委員

大石 八治君

羽田武嗣郎君

多賀谷真稔君

長谷川 保君

松平 忠久君

安宅 常彦君

五島 虎雄君

泊谷 裕夫君

運輸委員

泊谷 裕夫君

内海 清君

松平 忠久君

西村 榮一君

予算委員

片島 港君

多賀谷眞稔君

(常任委員補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

馬場 元治君

野呂 恭一君

地方行政委員

賀屋 興宣君

武市 恭信君

法務委員

武市 恭信君

大石 八治君

野呂 恭一君

内海 清君

羽田武嗣郎君

賀屋 興宣君

馬場 元治君

西村 榮一君

文教委員

羽田武嗣郎君

大石 八治君

社会労働委員

安宅 常彦君

五島 虎雄君

泊谷 裕夫君

多賀谷眞稔君

長谷川 保君

松平 忠久君

運輸委員

松平 忠久君

西村 榮一君

泊谷 裕夫君

内海 清君

予算委員

多賀谷眞稔君

片島 港君

(議案提出)

一、昨三十日、委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案(野間千代三君外八名提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(佐々木秀世君外五名提出)

一、今三十一日、委員長から提出した議案は次の通りである。

山村振興法案(農林水産委員長提出)

(議案付託)

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方住宅供給公社法案(内閣提出第一一四号)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨三十日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三十日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

オリンピック記念青少年総合センター法案

労働省設置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨三十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、裁判所書記官補制度の運用の実情に

徴し、また、最高裁判所にその諮問に応じて、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議する機関を設けるため、所要の改正をしようとするもので、その主たる内容は次の通りである。

1 裁判所書記官補を廃止する。

2 最高裁判所に、最高裁判所庁舎新営審議会を置く。

二 議案の可決理由

最近における裁判所書記官補制度の運用の事情をみるに、裁判所書記官の事務の補助をすることを職務内容とする特別の職を存置する必要がなく、実情にも適さない。また、最高裁判所の庁舎の新営については、庁舎がわが国司法の最高の法衙であることにかんがみ、広く各界のえい智を集め、この問題についての検討に万全を期する必要がある。本案は第一に、裁判所書記官補を廃止し、第二に、最高裁判所に、その諮問に応じて、最高裁判所の庁舎の新営に関する重要事項を調査審議するための機関として、最高裁判所庁舎新営審議会を置くとするもので、妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年三月三十日

法務委員長 加藤 精三

衆議院議長 船田 中殿

六三一

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号 議案に関する報告書

日本自動車ターミナル株式会社法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行ない、トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、日本自動車ターミナル株式会社を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 会社の営む事業の範囲は、トラックターミナル事業と、これに附帯する事業を行ない、政府及び地方公共団体は、会社に対して出資できるものとする。

2 会社は、運輸大臣が監督し、毎営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 代表取締役の選定及び解職、監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分並びに合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じないものとする。

4 運輸大臣は、新株の発行、社債の募集、合併及び解散の決議、事業計画、資金計画及び収支予算等について認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないものとする。

5 その他、会社役員に対する罰則、登録税及び固定資産税の減免等について所要の規定を設けることとする。

二 議案の可決理由

トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、五千万円が昭和四十年年度一般会計予算運輸省所管に計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月三十日

運輸委員長 長谷川 峻

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

日本自動車ターミナル株式会社法案に対する附帯決議

日本自動車ターミナル株式会社の設立に当たっては、次の各項を遵守するよう要望する。

一、日本自動車ターミナル株式会社は、板橋ターミナルのみならずその他の重要地域についても速やかに其の具体化を図り、自動車輸送の円滑を図ること。

二、日本自動車ターミナル株式会社は、公共性を堅持して不公平なる運営をなさざること。

三、東京トラックターミナル株式会社の吸収に際しては、公正なる評価を行ない、いやくも疑惑の念を抱かしめるがごときことのないよう配慮すること。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方交付税法の一部改正に伴い、地方財政の一層の健全化を推進するため、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額のうち、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額それぞれ百分の二十八・九に相当する金額を当該見込額のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額に引き上げることとしている。

二 議案の可決理由

本案は、地方財政の一層の健全化を推進するため、妥当な措置であると認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度予算に、地方交付税交付金として今回の〇・六%引き上げ分百四十四億八千二百八十八万四千円を含め、七千三百三十一億八千七百円を計上している。

右報告する。

昭和四十年三月三十日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の近代化を一層促進するた

め、中小企業高度化資金の貸付対象を広げるとともに、中小企業高度化資金及び公害防除施設資金の償還期間を延長しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 中小企業高度化資金のうち工場等集団化資金及び店舗集団化資金の貸付対象として、中小企業者のほか、企業組合を加えること。

2 中小企業高度化資金の償還期間を五年から七年に、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金のうち汚水処理施設又はばい煙処理施設に係る貸付金の償還期間を七年から九年に改めること。

3 本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の近代化をより一層促進するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のごとく附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十年三月三十日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点につきすみやかに必要な措置を講ずべきである。

一、中小企業高度化資金の貸付償還期間の延長、貸付対象限度の引上げ等諸条件の一層の改善を

図ること。

二、国及び都道府県は、企業の集団化の事業計画並びに実施について、緊密な連絡のもとに適切な指導を行なうこと。

三、金融機関からの借入れによる団地造成資金の調達については、必要な資金量を確保できるように所要の措置を講ずること。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現在開拓農家の振興のため、開拓営農振興対策が実施に移され、その進行に伴って開拓者の必要とする経営資金の需要は一層増大する傾向にあるので、このような動向に対処するため、開拓融資保証制度について拡充合理化をはかることとして提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県開拓融資保証協会の会員について、従来、開拓者を主たる構成員とする農業協同組合に限定していたが、これを拡大し、開拓者を含む農業協同組合も同協会に加入できることとしたほか、一定の要件を備える農事組合法人および市町村にも会員資格を与えることとしたこと。

2 都道府県開拓融資保証協会の業務について、会員である農業協同組合および農事組合法人の組合員である開拓者個人の債務を保証

できることとしたほか、会員である農事組合法人の債務の保証をも行なうことができることとしたこと。

3 都道府県開拓融資保証協会が個人債務の保証を行なうこととしたことに伴い、信用事業を行なう農業協同組合および農業協同組合連合会を金融機関として規定することとしたほか、同協会の業務の一部を金融機関に委託できることとしたこと。

4 中央開拓融資保証協会に対する政府の出資について、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、中央開拓融資保証協会に対し、追加して出資をすることができるとする規定を設けたこと。

二 議案の可決理由

現在約十三万五千戸に達する開拓農家は、立地条件の不利、連続する災害、経営資金の不足等によつて、その多くのものが経営不振に陥いつている。このような事態を改善するため、現在開拓営農振興対策が実施されているが、この対策の一環として、開拓融資保証制度を拡充合理化し、これが利用の増大をはかるための本案は、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度一般会計予算に中央開拓融資保

証協会出資金として、三千万円が計上されている。
右報告する。

昭和四十年三月三十日

農林水産委員長 濱地 文平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現在実施している開拓営農振興対策について、すみやかに左記各項を検討し、その実現に努めるべきである。

記

一、開拓融資保証制度については、出資の増額、金利の引下げ等貸付条件の改善および保証業務の刷新等を検討し制度利用の拡大と融資の円滑化をはかること。

二、営農振興対策については、経済諸情勢の推移に対応する目標所得の引上げ、営農振興資金の供給の円滑化、建設工事等基盤整備事業の早期完工と農家負担の軽減、新規計画に伴う改良工事の追加補正、災害に対する救済措置、積雪寒冷地域の営農改善及び離農援助措置の充実と跡地処分の適正化をはかるよう努めること。

なお、北海道、東北、東日本等の地域については、その特殊性にかんがみ、旧債対策をはじめ振興対策の実施についてさらに改善策を講ずること。

三、開拓農業協同組合については、いまなお規模の弱小、財務等の不健全なものが多い現況にか

んがみ、すみやかにその実情を調査検討して開拓者に対する農協活動が十全に行なわれるよう組合体制の整備拡充について必要な措置を行なうこと。
右決議する。

衆議院会議録第二十四号中正誤

六三	段 行	誤	正
六三	二 会流		会派
六三	一 三 住宅		住宅を
六四	二 元 空地		空地を
六四	三 三 条約が		条約で
六六	三 三 願慮		願慮

昭和四十年三月三十一日 衆議院會議録第二十五号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)